

【新型コロナウイルス関連情報】

**滞在許可期限のさらなる延長措置（2021年4月20日まで）
（12月24日発出領事メール）**

12月22日、アイルランド入国管理局は、明年1月21日から同年4月20日の間に期限を迎える滞在許可を明年4月20日まで延長すると発表しました。

アイルランド政府が発表したパンデミック対応計画のレベル5への引き上げに伴い、12月22日、入国管理局(Immigration Service Delivery (ISD))は、明年1月21日から同年4月20日の間に期限を迎える滞在許可を明年4月20日まで延長すると発表しました。今回は6回目の延長であり、最後の延長措置になる見込みとのことです。

また、最近の新型コロナウイルス感染症関連の行動制限措置により、ISDのダブリンの登録事務所(Burgh Quay Registration Office)は、12月23日から今後通知があるまで閉鎖され、ダブリン地区における滞在許可の更新手続きはオンラインでのみ対応するとしています。ISDは、ダブリン地区以外での手続きは、警察署で行うよう案内しています。

在留邦人の皆様にあっては、明年4月21日以降も引き続き滞在される場合は、余裕を持って早めに必要な滞在許可申請の手続きを行うようにしてください。

※詳細は、次のURLのISDウェブサイトにある「Notice 3」をご参照ください。

<http://www.inis.gov.ie/>

※今回の滞在許可期限の更なる延長を発表するマッケンティ司法大臣の声明は次のURLの政府ウェブサイトをご参照ください。

https://merrionstreet.ie/en/news-room/releases/minister_mcentee_announces_further_temporary_extension_of_immigration_permissions1.html

在アイルランド日本国大使館

電話番号（代表）：01-202-8300 E-mail（領事班）：consular@ir.mofa.go.jp